

鈴鹿市景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 0 号

鈴鹿市景観規則の一部を改正する規則

鈴鹿市景観規則（平成 2 0 年鈴鹿市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（届出書に添付する図書） 第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。 （1）・（2） 略 （3） <u>条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号</u>に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書 ア <u>施工</u>方法を明らかにする図面で縮尺	（届出書に添付する図書） 第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。 （1）・（2） 略 （3） <u>景観法施行令（平成16年政令第398号。以下この条及び第 7 条において「政令」という。）第 4 条第 1 号に掲げる行為（土石の採取及び鉋物の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の 1 以上のもの</u> （4） <u>政令第 4 条第 1 号</u>に掲げる行為（<u>土石の採取及び鉋物の掘採に限る。</u>）にあつては、次に掲げる図書 ア <u>採取又は掘採</u>の方法を明らかにする

100分の1以上のもの

イ 施工後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(4) 条例第7条第1項第3号に掲げる行為にあっては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(5) 略

(届出を要しない行為の基準等)

第7条 略

2 条例第7条第3項第6号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為
別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、
同表の右欄に定める基準

(2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為
別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、
同表の中欄に掲げる区分ごとに同表右欄に定める基準

(3) 条例第7条第1項第1号に掲げる行為
行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下で、かつ、行為に伴い生ずるよう壁又は法^{のり}面の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの

(4) 条例第7条第1項第2号に掲げる行為
行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下のもの

(5) 条例第7条第1項第3号に掲げる行

図面で縮尺100分の1以上のもの

イ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(5) 政令第4条第4号に掲げる行為にあっては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(6) 略

(届出を要しない行為の規模等)

第7条 略

2 条例第7条第3項第6号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

(1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為
別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める規模

(2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為
別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに同表右欄に定める規模

(3) 政令第4条第1項第1号に掲げる行為
行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下で、かつ、行為に伴い生ずるよう壁又は法^{のり}面の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの

(4) 政令第4条第1項第4号に掲げる行

為 行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下で、かつ、高さが5メートル以下のもの

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この条において「修繕等」という。）については、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要するものとする。

(1) 日本産業規格Z8721に定める色相（次号において「色相」という。）がR（赤）、YR（黄赤）又はY（黄）であつて、日本産業規格Z8721に定める彩度（次号において「彩度」という。）が6を超える色彩を使用する修繕等

(2) 色相がGY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）又はRP（赤紫）であつて、彩度が2を超える色彩を使用する修繕等

別表第1（第7条関係）

景観計画の区域内において定められた地区	届出を要しない行為の <u>基準</u>
地区別景観づくり計画区域（道伯地区、深溝地区、道伯・稲生地区及び野町南部地区をい	次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める <u>基準</u> (1)・(2)

為 行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下で、かつ、高さが5メートル以下のもの

別表第1（第7条関係）

景観計画の区域内において定められた地区	届出を要しない行為の <u>規模</u>
地区別景観づくり計画区域（道伯地区、深溝地区、道伯・稲生地区及び野町南部地区をい	次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める <u>規模</u> (1)・(2)

う。以下同じ。)	略
略	略

別表第 2（第 7 条関係）		
景観計画の 区域内にお いて定めら れた地区	工作物 の種類	届出を要しな い行為の <u>基準</u>
略	略	略

う。以下同じ。)	略
略	略

別表第 2（第 7 条関係）		
景観計画の 区域内にお いて定めら れた地区	工作物 の種類	届出を要しな い行為の <u>規模</u>
略	略	略

第 1 号様式の 3 を次のように改める。

第 1 号様式の 3 （第 3 条関係）

（表）

鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）

届出者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

景観法第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1)建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			用途 ()			
		(2)工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			種類 ()			
	(3)土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的				
	(4)木竹の伐採					
(5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所						
事前相談番号						
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日	年 月 日		
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () —				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄			※処理欄			

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は、建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

(表)

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください。)			届出部分		既存部分		合計		
	敷地面積		㎡		㎡		㎡		
	建築面積		㎡		㎡		㎡		
	延べ面積		(階) ㎡		(階) ㎡		(階) ㎡		
	高さ		m		m		m		
	構造								
	外部仕上げ	屋根	色彩						
			素材						
		外壁	色彩						
			素材						
	敷地の緑化			届出部分		既存部分		合計	
		緑地面積		㎡		㎡		㎡	
		樹種等							
		その他							
	外観の変更(修繕・模様替)・色彩の変更	(対象建築物) ・外観面積 _____㎡ ・建築面積 _____㎡ ・延べ面積 _____㎡ ・高さ _____m ・構造 _____				変更割合	変更後	変更前	
屋根				色彩	%/面				
				素材	%/面				
外壁				色彩	%/面				
				素材	%/面				
景観上配慮した事項 その他参考となる事項									

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()
には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5 Y R 3 / 3)、淡い黄緑色(2. 5 G Y 8 / 2)、薄いグレー(N 7. 5)、薄いアイボリー(5 Y 8 / 1. 5)等)。
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)。
- 9 「その他」欄には、鈴鹿市景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明に関する事等。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙、添付する図書等に記入してください。

(表)

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工 作 物 の 種 類		(鈴鹿市景観規則第 7 条第 1 項第 号該当)							
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください。)		届出部分		既存部分		合計			
	敷 地 面 積		㎡		㎡		㎡		
	築 造 面 積		㎡		㎡		㎡		
	高 さ		() m		() m		() m		
	構 造								
	仕上 げ		届出部分			既存部分			
		色 彩							
		素 材							
	敷地の緑化		届出部分		既存部分		合計		
		緑 地 面 積	㎡		㎡		㎡		
		樹 種 等							
	そ の 他								
更 改	外観の変更(修繕・模様替)・色彩の変更	(対象工作物) ・外観面積 ㎡ ・築造面積 ㎡ ・高 さ m ・構 造 		変 更 割 合		変 更 後		変 更 前	
			色彩	% / 面					
			素材	% / 面					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項									

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、鈴鹿市景観規則第7条第1項に該当する号番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、淡い黄緑色（2. 5 G Y 8 / 2）、薄いグレー（N 7. 5）、薄いアイボリー（5 Y 8 / 1. 5）等）。

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上の素材等をできるだけ詳しく記入してください（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）。
- 9 「その他」欄には、鈴鹿市景観計画の景観形成基準に定める「その他（夜間の照明に関すること等。）」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙、添付する図書等に記入してください。

(表)

行為の内容（土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積^{たい}）

土地の開墾 その他の土地の形質の変更、木竹の伐採	土地の面積 _____m²	変更後の土地 の形状	
	^{のり} 法 面又は擁壁の規模	^{のり} 法 面等の外観	
	高さ _____m	緑化の方法	
	長さ _____m ^{こう} 勾配 _____%		
土石の採取、 鉱物の掘採	土地の面積 _____m²	採取又は掘採 の位置・方法	
	^{のり} 法 面又は擁壁の規模	跡地の緑化の方法等	
	高さ _____m		
	長さ _____m ^{こう} 勾配 _____%		
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積 ^{たい}	土地の面積 _____m²	物件の種類	
	^{たい} 堆積又は貯蔵の高さ	^{たい} 堆積又は貯蔵の位置・方法	
	高さ _____m	遮へいの方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(裏)

備考

- 1 「土地の開墾その他の土地の形質の変更、木竹の伐採」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法^{のり}面等の外観」欄には、法^{のり}面又は擁壁の勾^{こう}配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取、鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法^{のり}面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆^{たい}積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆^{たい}積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆^{たい}積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆^{たい}積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙、添付する図書等に記入してください。

第3号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 1 0 条関係）

（表）

鈴鹿市景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）

通知者 住 所
氏 名
職氏名

景観法第 1 6 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

行為の 種類	建築物等	(1)建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
			用途 ()				
		(2)工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
			種類 ()				
	(3)土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		目的				
	(4)木竹の伐採						
(5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積							
行為の場所							
行為の着手予定年月日		年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () —					
	事務所等、課(室)名及び担当者名	名称 担当者名					
※受付欄				※処理欄			

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 3 「通知者」は、国の機関又は地方公共団体等の住所、名称、代表者の職及び氏名を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途（例：庁舎、病院、学校等）を、工作物にあつては種類（例：通信用の鉄塔、高架水槽、擁壁、柵、塀、処理施設等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、通知内容の照会先として、担当する者の所属する事務所等の所在地、電話番号、担当者の所属する事務所及び課（室）名、担当者名を記入してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

(表)

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください。)			通知部分		既存部分		合計		
	敷地面積		㎡		㎡		㎡		
	建築面積		㎡		㎡		㎡		
	延べ面積		(階) ㎡		(階) ㎡		(階) ㎡		
	高さ		m		m		m		
	構造								
	外部仕上げ	屋根	色彩						
			素材						
		外壁	色彩						
			素材						
	敷地の緑化			通知部分		既存部分		合計	
		緑地面積		㎡		㎡		㎡	
		樹種等							
		その他							
	外観の変更(修繕・模様替)・色彩の変更	(対象建築物) ・外観面積 _____㎡ ・建築面積 _____㎡ ・延べ面積 _____㎡ ・高さ _____m ・構造 _____				変更割合	変更後	変更前	
屋根				色彩	%/面				
				素材	%/面				
外壁				色彩	%/面				
				素材	%/面				
景観上配慮した事項 その他参考となる事項									

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()
には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、
通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改
築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記
号を記入してください(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5 Y R 3 / 3)、淡い
黄緑色(2. 5 G Y 8 / 2)、薄いグレー(N 7. 5)、薄いアイボリー(5 Y 8 / 1. 5)
等)。
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に
各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、
色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください(例：日本
瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹
付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)。
- 9 「その他」欄には、鈴鹿市景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜
間の照明に関すること等。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、
特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙、添付する図書等に記入してください。

(表)

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工 作 物 の 種 類		(鈴鹿市景観規則第 7 条第 1 項第 号該当)							
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください。)		届出部分		既存部分		合計			
	敷 地 面 積		㎡		㎡		㎡		
	築 造 面 積		㎡		㎡		㎡		
	高 さ		() m		() m		() m		
	構 造								
	仕上 げ		届出部分			既存部分			
		色 彩							
		素 材							
	敷地の緑化		届出部分		既存部分		合計		
		緑 地 面 積	㎡		㎡		㎡		
		樹 種 等							
	そ の 他								
更 改	外観の変更(修繕・模様替)・色彩の変更	(対象工作物) ・外観面積 ㎡ ・築造面積 ㎡ ・高 さ m ・構 造 _____		変 更 割 合		変 更 後		変 更 前	
			色彩	% / 面					
			素材	% / 面					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項									

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、鈴鹿市景観規則第7条第1項に該当する号番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、淡い黄緑色（2. 5 G Y 8 / 2）、薄いグレー（N 7. 5）、薄いアイボリー（5 Y 8 / 1. 5）等）。

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上の素材等をできるだけ詳しく記入してください（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）。
- 9 「その他」欄には、鈴鹿市景観計画の景観形成基準に定める「その他（夜間の照明に関すること等。）」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙、添付する図書等に記入してください。

(表)

行為の内容（土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積^{たい}）

土地の開墾 その他の土地の形質の変更、木竹の伐採	土地の面積 _____m²	変更後の土地の形状	
	^{のり} 法面又は擁壁の規模	^{のり} 法面等の外観	
	高さ _____m	緑化の方法	
	長さ _____m ^{こう} 勾配 _____%		
土石の採取、 鉱物の掘採	土地の面積 _____m²	採取又は掘採の位置・方法	
	^{のり} 法面又は擁壁の規模	跡地の緑化の方法等	
	高さ _____m		
	長さ _____m ^{こう} 勾配 _____%		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	土地の面積 _____m²	物件の種類	
	^{たい} 堆積又は貯蔵の高さ	^{たい} 堆積又は貯蔵の位置・方法	
	高さ _____m	遮へいの方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(裏)

備考

- 1 「土地の開墾その他の土地の形質の変更、木竹の伐採」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法^{のり}面等の外観」欄には、法^{のり}面又は擁壁の勾^{こう}配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取、鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法^{のり}面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆^{たい}積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆^{たい}積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆^{たい}積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆^{たい}積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙、添付する図書等に記入してください。

第5号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

（表）

鈴鹿市景観計画区域内における行為の事前相談申出書

年 月 日

（宛先）

申出者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

鈴鹿市景観づくり条例第 8 条の規定により、次のとおり申し出ます。

行為の種類	建築物等	(1)建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			用途 ()			
		(2)工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			種類 ()			
	(3)土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的				
(4)木竹の伐採						
(5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所						
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日	年 月 日		
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () ー				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄			※処理欄			

(裏)

備考

- 1 申出書は、正副2部提出してください。
- 2 行為の種類に応じて、第1号様式の3の別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 4 「申出者」は、建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 5 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあつては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 6 「連絡先」欄は、申出内容の照会先として、申出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
- 7 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鈴鹿市景観規則の規定は、この規則の施行の日以後に景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 1 6 条第 1 項の規定による届出及び同条第 5 項の規定による通知（以下「届出等」という。）を要する行為について適用し、同日前に届出等がされた行為については、なお従前の例による。